

第4編 東南海・南海地震防災対策 推進計画編

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本市は、法第3条第1項の規定に基づき、平成15年12月の中央防災会議において、東南海・南海地震が発生した場合、市域に震度6弱以上の地域が生じるとの指定要件で、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。

第2節 推進計画の性格と役割

- 1 この計画は、東南海・南海地震災害に関して、府、市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- 2 この計画は、河内長野市地域防災計画の第4編として作成する。
- 3 この計画は、国の東南海・南海地震防災対策基本計画（以下「基本計画」という。）大阪府東南海・南海地震防災対策推進計画を踏まえて作成する。
- 4 この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。
 - (1) 市、その他防災関係機関において、この計画の推進のための細目の作成にあたっての指針となること。
 - (2) 一定の事業者において、東南海・南海地震を想定した防災計画等の作成にあたっての参考となること。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

「防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱」は、本計画総則・災害予防対策編第1章第6節「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第2章 災害対策本部の設置等

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）各部

第1節 災害対策本部の設置等

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに河内長野市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2節 本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、河内長野市災害対策本部条例及び本計画地震災害応急・復旧・復興対策編第1章第1節第1項「組織動員計画」に準ずる。

なお、本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は、次のとおりとする。

順位	代理者
1	危機管理室担当副市長
2	その他の副市長
3	教育長
4	参与

第3節 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

災害応急対策要員の参集・配備は、本計画地震災害応急・復旧・復興対策編第1章第1節第1項「組織動員計画」に準ずる。

なお、勤務時間外に東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、各部長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、職員の登庁状況に合わせ勤務時間外の過渡的措置として、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

2 自主参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

実施担当部局 企画総務部（総務部情報班）各部

市は、市内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、本部会議において、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害であると判断された場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

震災時における通信連絡その他必要な事項は、本計画地震災害応急・復旧・復興対策編第1章第2節「情報」に準ずる。

なお、地震や被災状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることも考慮し、一つの手段に支障がでてでも対応できるように支援体制をとるとともに、多ルート化を図っておく。

2 施設の緊急点検・巡視

実施担当部局 都市建設部（交通部）各施設所管部

市は、必要に応じて、河川堤防、ポンプ場、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設や土砂災害危険箇所の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害防止等

実施担当部局 都市建設部（交通部）各施設所管部、消防本部・消防団（消防部）関係機関

市、関係事業者等は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、市は、府の助言を得て、倒壊物の飛散等による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずる。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮する。

4 消火活動・救助救急活動・医療活動

実施担当部局 消防本部・消防団（消防部）保健福祉部（医療部）

消火活動・救助救急活動・医療活動は、本計画地震災害応急・復旧・復興対策編第2章第1節第1項「消防・救急救助計画」及び第2項「医療救護計画」に準ずる。

5 物資調達

実施担当部局 環境経済部（食糧・日用品部）

- (1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。
- (2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。
- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、府に対して、その不足分の供給の要請を行う。

6 輸送活動

実施担当部局 都市建設部（交通部）

本計画地震災害応急・復旧・復興対策編第1章第3節第1項「緊急輸送計画」に準ずる。

7 保健衛生活動・防疫活動

実施担当部局 環境経済部（環境部）

本計画地震災害応急・復旧・復興対策編第2章第2節第3項「防疫・し尿処理計画」に準ずる。

8 帰宅困難者対策

実施担当部局 市民文化部（生活部）

大規模地震等により交通機能が停止した場合、市内の駅等において、帰宅困難者が多数滞留する可能性があるため、市は公共交通機関と連携して、帰宅困難者への情報提供や帰宅支援策等について、検討する。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

実施担当部局 企画総務部（総務部）、各部

- (1) 災害応急対策に必要な次の物資、資機材の確保

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

用途のめやす	品目のめやす
事務処理設備	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンタ - 、コピー機
情報収集・連絡手段	ラジオ、TV、携帯電話、拡声器、広報車
移動・移送手段	トラック、車両、オートバイ、自転車
照明、電源	ライト、ランプ、発電機、電池、燃料
施設等における障害物の除去手段	重機類

(2) 府に対する物資等の供給要請

市は、府に対し、物資等の確保状況を速やかに報告する。また、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅客、ドライバー等（以下「旅客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、府が保有する物資等の払出し等の措置及び市町村間のあっせん等を要請する。

2 人員の配備

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）

市は、府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

実施担当部局 関係機関

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請等

1 応援協定の運用

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、消防本部・消防団（消防部）

市は、必要があるときは、他の市町村と締結している次の応援協定に従い応援を要請する。

協定名称	締結先市町村等名
大阪府中ブロック消防相互応援協定	富田林市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、河内長野市
富田林市・河内長野市消防相互応援協定	富田林市、河内長野市
大阪市・河内長野市航空消防応援協定	大阪市、河内長野市
河内長野市・和泉市消防相互応援協定	和泉市、河内長野市
河内長野市・堺市消防相互応援協定	堺市、河内長野市
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	<大阪府側> 八尾市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、河内長野市 <奈良県側> 五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王子町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝広陵消防組合

阪和林野火災消防相互応援協定	<大阪府側> 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、岬町、阪南岬消防組合、河内長野市 <和歌山県側> 和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、那賀消防組合、伊都消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	大阪府下各市町（消防の一部事務組合にあっては、当該組合を含む。）

2 自衛隊の災害派遣要請の要求等

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）

市は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第37普通科連隊長又は第3師団長等に対する自衛隊災害派遣要請を要求する。

- | |
|--|
| (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項 |
|--|

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策編第1章第1節第3項「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

3 消防、警察の広域応援の受入れ

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班） 消防本部・消防団（消防部）

市は、消防、警察の広域応援の受入れについて、府から指示があったときは、連絡担当要員の派遣、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努める。

第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）

本市は海岸を有しないため、法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「津波防災対策区域」という。）は存在しない。

ただし、府内には、大阪市（西淀川区、淀川区、北区、福島区、西区、此花区、大正区、港区、中央区、浪速区、住之江区、西成区）をはじめ、堺市、高石市、泉大津市、阪南市、岬町の5市1町に津波防災対策区域があり、通勤・通学、訪問等により、市民が被災する可能性が考えられる。

そのため、市は、職員・市民に対して、以下のとおり必要な防災教育を行い、津波からの円滑な避難の確保に資するよう努める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波の状況2 地震・津波に関する一般的な知識3 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的にとるべき行動 |
|--|

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

実施担当部局 都市建設部（交通部）、教育部（避難部）、各施設所管部

第1節 施設等の整備方針

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2節 建築物、構造物等の耐震化

- 1 市施設の耐震化
市は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。
- 2 一般建築物耐震化の促進
府、市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。
その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画総則・災害予防対策編第2章第1節第2項「建築物の耐震対策の促進」の定めるところによる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 1 避難地
一次避難地、広域避難地の整備は、本計画総則・災害予防対策編第2章第3節第6項「避難収容体制の整備」の定めるところにより行う。

2 避難路

避難路の整備は、本計画総則・災害予防対策編第2章第3節第6項「避難収容体制の整備」の定めるところにより行う。

3 消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備は、本計画総則・災害予防対策編第2章第3節第3項「消防・救急救助体制の整備」の定めるところにより行う。

4 消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、本計画総則・災害予防対策編第2章第1節第1項「都市の防災機能の強化」の定めるところにより行う。

5 老朽住宅密集地の整備

老朽住宅密集地の整備は、大阪府第3次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策編第2章第1節第1項「都市の防災機能の強化」の定めるところにより行う。

6 緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、本計画総則・災害予防対策編第2章第3節第5項「緊急輸送体制の整備」の定めるところにより行う。

7 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、本計画総則・災害予防対策編第2章第3節第9項「災害時要援護者対策」の定めるところにより行う。

8 公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、大阪府第3次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策編第2章第1節第2項「建築物の耐震対策の促進」の定めるところにより行う。

9 飲料水を確保する施設の整備

飲料水施設の整備は、大阪府第3次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策編第2章第3節第7項「緊急物資確保体制の整備」の定めるところにより行う。

10 その他

その他の地震防災上必要な施設等の整備については、本計画総則・災害予防対策編第2章「災害予防対策」の定めるところにより行う。

第6章 防災訓練計画

第1節 東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）各部

- 1 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、東南海・南海地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、東南海・南海地震発生に関する情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 東海地震関連情報、東南海・南海地震情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
 - (5) 緊急地震速報を見聞きした場合を想定した訓練

第2節 学校における防災訓練の実施

実施担当部局 教育部（避難部）

- 1 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。
- 2 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップを持つ児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮する。
- 3 自然学校、校外学習等で（市外の）海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班） 消防本部・消防団（消防部）

1 家庭での防災対策の周知徹底

市は、市の有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、市民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。

(1) 事前の備え

ア 住まいの安全のチェック

- ・専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・家具の転倒防止対策を実施する。

イ 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

ウ 防災知識・技術の修得

消火・救急救助訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

エ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食糧や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低3日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

ア 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

イ あわてて外に飛び出さない。

ウ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。

エ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

オ ブロック塀には近づかない。

カ 靴を履いて外に出る。

キ 自動車では避難しない。

(3) 地域での防災活動への積極的参加

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、本計画総則・災害予防対策編第2章第2節第1項「自主防災体制の整備（支援）」に準ずる。

2 企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。その具体的内容は、大阪府地域防災計画災害予防対策第2章第2節の第2「事業者による自主防災体制の整備」に準ずる。

3 市の措置

市は、府と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、本計画総則・災害予防対策編第2章第2節第1項「自主防災体制の整備（支援）」に準ずる。

第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

実施担当部局 企画総務部（総務部）、教育部（避難部）、各部

1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部課、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
- (2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2 市民等に対する教育及び広報

(1) 市は、市民等が東南海・南海地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

(3) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

ア 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識

イ 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識

ウ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車

運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

エ 正確な情報入手の方法

オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

カ 各地区における災害危険箇所（土砂災害危険箇所、既往災害箇所、浸水想定区域、軟弱地盤等）に関する知識

キ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

ク 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容

ケ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

コ 東南海・南海地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項

サ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(4) 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

(5) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

(6) 市は、府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、要避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意する。

3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

(1) 過去の地震（及び必要に応じて津波災害）の実態

(2) 地震（及び必要に応じて津波）が発生した場合の対処の仕方

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、府、市が実施する研修に参加するよう努める。府、市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第8章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）各部

第1節 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、連続発生を考慮した地震災害対策本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することなどにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定や危険区域調査を早急に実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

第2節 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、本節の1「東海地震関連情報発表時」、第2編地震災害応急・復旧・復興対策編第2部第2節「東海地震注意情報が発表された時の措置」及び第3節「警戒宣言が発せられた時の対応措置」により行う。

1 東海地震関連情報発表時

市長は、東海地震関連情報発表の報に接したときは、地震が発生するまで又は警戒宣言解除が発せられるまでの間、以下のとおり必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

市民等に対する周知事項は、東海地震発生時の市における揺れの程度、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生ずる危険、報道機関及び市からの東海地震関連情報の発表に留意し、冷静に行動する旨の協力要請とする。その他下記に準じて行う。

東海地震関連情報発表時における対応表

種類	内 容 等	強化地域における 防 災 対 応	市における体制
東海地震観測情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表。 本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表。	・情報収集連絡体制	
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。 「判定会」の開催については、この情報の中で伝達。 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。	・地震災害警戒本部準備室設置 ・準備行動実施 ・市民への広報	・警戒体制の準備
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表。 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。	・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策の実施	・警戒体制の確立